

145 宝曆九年十一月 阿多野新田長右衛門所持田方作徳

米取立帳

(表紙)

|            |               |
|------------|---------------|
| 宝曆九年       |               |
| 卯年田方作徳米取立帳 |               |
| 霜月日        | 地主<br>名主 長右衛門 |

(縁紙)

一 米三拾五石 御張紙

代金三拾六兩貳分也

金壹兩二付

米九斗五升九合

此打米貳斗四升

地相場三拾俵かへにして

右本米四斗俵二直し

此打米壹斗

本米壹升二付

此打米貳合五勺ツ、

残壹俵壹斗八升貳合五勺

一 田貳反歩 大畑田村 与右衛門

此取米

一 田壹反六畝歩 同 人

此取米

ノ三反六畝歩

此取米九斗九升

為俵貳俵壹斗九升

皆済

一 田四反七畝歩 御殿場 七右衛門

此取米

一 田壹反貳畝歩 同 人

此取米

ノ五反九畝歩

此取米壹石六斗貳升貳合五勺

為俵四俵貳斗貳升五合

一 田三反歩 吉久保 水右衛門

此取米

ノ五反九畝歩

此取米壹石六斗貳升貳合五勺

為俵四俵貳斗貳升五合

一 田三反歩 吉久保 水右衛門

此取米

ノ五反九畝歩

此取米壹石六斗貳升貳合五勺

為俵四俵貳斗貳升五合

五張久丹宮頼重志武

總目高久国陸戸久合

丹二付壹戸陸庄志尺

此打前師匠菅尺

惣ノ貳戸五尺

一 本米貳斗貳升六升五合取廻

此打米五升五合

惣ノ米貳斗七升五合ツ、

卯年作徳米取立帳

一 田五反貳畝歩 綱頭村 勘兵衛

此取米壹石四斗三升

為俵三俵貳斗三升

皆済

一 田八反三畝歩 増田村 庄右衛門

此取米貳石貳斗八升貳合五勺

為俵五俵貳斗八升貳合五勺

内四俵請取

此取米八斗貳升五合

為俵貳俵貳升五合

一 田壹反歩 蓮静寺

此取米貳斗七升五合

一 田貳反歩 用沢 善内

此取米

一 田三反壹畝歩 同 人

此取米

ノ五反壹畝歩

此取米壹石四斗貳合五勺

為俵三俵貳斗貳合五勺

一 田三反五畝歩 上郷村 伊兵衛

此取米九斗六升貳合五勺

為俵貳俵壹斗六升貳合五勺

皆済

是方丑年売渡シ左ニ

一 田五畝貳貳歩 所領 惣左衛門

此取米壹斗五升八合

皆済  
一 田七畝廿四歩 御殿場 繁 右衛門  
此取米貳斗壹升四合五勺  
一 田壹反四畝廿六歩 須走 助 太 夫  
此取米壹俵八合八勺

(阿多野 喜多連薩氏蔵)

〔解説〕阿多野新田成立後、比較的早い時期から長右衛門家の経営は悪化の傾向をみせていた。そのため同家は、開発した田畑をつぎつぎに質に入れ、他村農民から金を借り経営の維持につとめた。しかし借金返済は思うにまかせず、この時期かなりの田畑が請戻されないうちになつていたのである。請戻されない田畑については、年貢請役の負担は金主である他村農民の負担とされたから、彼らはその分の年貢を毎年阿多野新田名主である長右衛門に納めねばならなかった。本史料ならびに史料146は、それぞれ田方畑方の場合の名主長右衛門による取立帳である。なお、打米とは、田方年貢が浅草蔵前での買納であったことにより、地相場すなわち地元での米値段と差が生じるために設定されたものである。

内貳百文取  
残三百七拾八文  
内貳百文取  
残百七拾八文  
一 畑壹反五畝歩 菅沼村 定 右衛門  
此取錢四百三拾文  
内貳百文取  
皆済  
一 畑壹反歩 大わき 源 兵 衛  
此取錢貳百八拾七文  
内百文取  
残百八拾七文  
皆済  
一 畑壹反貳畝歩 大わき 只 七  
此取錢三百四拾七文  
内貳百文取  
皆済  
一 畑貳反五畝歩 大わき 新 七

146 (二七五九)  
宝曆九年十一月 阿多野新田長右衛門所持畑方取錢  
請取帳

(表紙) 宝曆九年 阿多野新田  
卯年畑方取錢請取帳 地主  
十一月吉日 名主 長右衛門 (横紙)

一 畑貳反歩 藤曲村 仁 左衛門  
一 同壹反歩 あらや 忠 左衛門  
一 三反歩  
此取錢九百廿拾五  
内錢四百文請取  
残錢五百廿一文  
内四百文取  
残六拾五文未た  
一 畑貳反歩 菅沼村 勘 左衛門  
此取錢五百七拾八文  
此取錢七百廿六文  
内貳百文取  
残五百廿六文  
皆済  
一 畑壹反歩 原 権 七  
此取錢貳百八拾七文  
一 畑壹反七畝歩 棚頭村 勘 兵 衛  
此取錢五百文  
内貳百文取  
残三百文  
内貳百文取  
残百文  
一 畑三反歩 棚頭村 清 右衛門  
此取錢八百六拾五文  
内三百文取  
残五百六拾五文  
内貳百文取  
残三百六拾五文

一 畑 壹反三畝歩 棚頭村 勘 右衛門

此取錢三百七拾七文

内 貳百文取

殘 百七拾七文

一 畑 壹反五畝歩 棚頭村 元 右衛門

此取錢四百三拾五文

内 貳百文取

殘 貳百三拾五文

内 百文取

殘 百三拾五文未だ

一 畑 六反五畝歩 増田 庄 右衛門

此取錢壹貫八百八拾六文

内 金壹分取

殘 七百八拾六文

一 畑 四反三畝歩 増田 源 兵衛

此取錢壹貫貳百十五文

内

皆 済

内 四百文取

殘 廿六文

一 畑 壹反歩 よしくぼ 甚 十郎

此取錢貳百八拾七文

一 畑 四反歩 やと 善 内

此取錢壹貫百六拾文

内 四百文取

殘 七百六拾文

一 畑 五反歩 中丸 蓮 静 寺

此取錢壹貫四百五十毫文

一 畑 貳反六畝歩 ました 次 右衛門

此取錢七百五拾八文

内 三百文取

殘 四百五拾八文

皆 済

一 畑 壹反歩 甘露寺

此取錢貳百八拾七文

内 百文取

一 畑 四畝歩 屋戸 七 郎 兵衛

此取錢百拾九文

錢 八拾五文

但シ、年々定免也

一 畑 三反歩 須走 作 右衛門

此取錢八百六拾九文

一 畑 三反六畝八歩 古城村 半 右衛門

此取錢壹貫五十七文

内 八百文取

二口ノ錢壹貫九百拾貳文

殘 壹百拾貳文

皆 済

一 畑 八畝歩 吉久保村 太郎 右衛門

此取錢貳百三拾八文

一 畑 貳反五畝歩 大わき 十 右衛門

此取錢七百廿六文

内 三百文取

殘 四百廿六文

百文取

殘 八拾七文

皆 済

一 畑 四畝歩 吉久保 太郎 右衛門

此取錢百文御定免

一 畑 五畝歩 原 伊 兵衛

此取錢百四拾五文

一 畑 貳反貳畝歩 善 八

此取錢六百三十九文

内 貳百五十文取

殘 貳百九拾毫文

内 貳百文取

殘 九拾毫文未だ

一 畑 三畝廿三歩 大せき 源 八

此取錢百八文

一 畑 壹反壹畝 大わき 庄 右衛門

此取錢三百廿文

ノ錢 四百廿八文

内三百廿八文取  
残百文未た  
一 畑貳反五畝歩 甚三郎  
此取錢七百廿六文  
皆済  
一 畑三町壹畝歩 原 六郎兵衛  
内  
五反三畝歩 請返し引  
貳反八畝歩  
是ハ宮ニ而相渡シ不申儀ニ而相知申込ハ取殘引  
残貳町貳反歩  
此取錢六貫三百九拾文  
外ニ壹町參田成畑ニ成  
此取錢貳貫九百六文  
二ロメ九貫三百文  
四貫三五割  
為金貳兩九百五十文  
内金三分請取

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)  
「解説」 長右衛門家の小作百姓であった野右衛門が本百姓になることを許された際の証文である。村落において本百姓になることは、一人前の百姓として認められることであり、小作百姓から本百姓になることは、「身上り」すなわち身分上昇を意味していた。野右衛門の「身上り」にあたっては、近村の三人の者たちが取持として関与していたこともわかる。

148 (二八二五) 文化十四年十二月 阿多野新田用水普請金銀入用目録および村方連印取定帳

(複製)  
文化十四年  
御厨阿多野新田用水普請金銀入用  
目録改并村方連印取定帳  
丑ノ極月 但シ紙數八枚也  
(横長)

一 金高千百貳拾六兩壹分ト錢四百五拾文

一 錢五百文 用沢 孫四郎  
(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

147 (二七八五) 天明五年二月 阿多野新田小作百姓野右衛門本百姓へ身上りにつき証文

指上申一札之事  
一 我等共貴殿小作百姓ニ御座候へ共、此度吉久保村善左衛門・菅沼村仁左衛門・同村喜左衛門右三人之以取持ヲ、本百姓に被成被下、忝奉存候、然ル上は古証文御公儀様御法度ハ不及申ニ、何事も当村なみの御上方相背申間敷候、為後日一札依而如件  
天明五年 阿多野新田  
巳ノ二月日 野右衛門<sup>④</sup>  
善左衛門<sup>④</sup>  
仁左衛門<sup>④</sup>  
喜左衛門<sup>④</sup>  
同所 長右衛門殿

右は寛文八年申年々延宝八年申正月迄、改帳外ニ有之候、但シ十三年之内所々小普請・穴検地・大メ切茅代鍛冶払、材木代、岩破損・穴ほり・諸わく・悪水穴ほり其外ニ買物等払

一 金九百七拾六兩貳分貳朱ト錢貳百六拾三文  
右は延宝八年々元禄四年迄十二年之内、柿木平大破損穴ほり留板所々やらい、布引頭穴ほり割、栖沢破損穴掘替所々修覆日用入用外帳面小目録ニ有之候

一 金三百六拾七兩三分ト錢五百七拾六文  
右は元禄四年々同十六年迄十三年之内、溜井浦土手破損メ切材木代、南沢メ切わく板代、同滝之頭沢破損穴掘わく所々やらい杭留、番神堂北大破損材木代日用払、其外所々之修覆鍛冶等ニ払外小目録帳有之候分也

一 金貳百拾三兩壹分貳朱ト錢三百拾六文  
右は元禄十六年々宝永貳年迄三年之内、一宮柄沢目滝之頭番神堂北通り南沢下通り悪水尻崩、所々大地震崩ニ而破損修覆して板杭材木茅代、小田原人足払、其外所々日用払外小目録帳面ニ有之候分也



是迄長井堰ニ而大難場所多御座候上修覆届兼候故、是  
之致勤赤棚頭村地底ヲ穴ニ掘、用水引取候事

長サ六百三十間余 □式百廿間

高サ六尺幅三尺無左間 穴

一 金貳百四拾四兩三分ト錢五百三拾六文

右は宝永貳年ノ同極月迄、穴見立掘人足鍛冶大工作料  
私小目録有之候分

一 金五百八拾七兩貳分貳朱ト錢三百廿六文

右は宝永貳年極月ノ同三年七月迄、穴掘人足、鍛冶屋  
私、大工作料、板竹代、其外所々修覆材木代、人足代  
之私、外ニ小目録ニ有之候

一 金四百六拾三兩壹分貳朱錢百八拾六文

右は宝永三年七月ノ同極月迄、穴掘人足賃并諸色油代、  
飯米代、石引人足私、其外鍛冶大工仕賃、所々破損修  
覆入用材木板竹茅人足私、小田原栖沢人足日用私、外  
小目録帳面ニ有之候、但シ此内小目録帳一冊損シ候而  
不相分候分ハ除キ置候也

一 金五百三拾六兩貳分錢六百五拾六文

其外所々修覆入用、外小目録ニ有之候分也、尤右之外  
小目録一冊損不相分候分除キ置候也

一 金貳百拾九兩貳朱ト錢五百八拾三文

右は享保十年ノ寛保三年迄拾九年之内、所々修覆とう  
ふ沢掘貫仕賃掘割仕賃硃砂退キ、浦土手破損築替、南  
沢通り修覆材木大工作料私、外小目録帳ニ有之候分也

一 金三百九拾六兩三分錢三百八拾三文

右は寛保三年ノ宝曆十二年迄廿年之内、所々修覆入用  
悪水穴掘替堤ノ切破損修覆、水口掘替仕賃溜井砂退、  
南沢下りさい人足、南沢修覆材木代私、外帳面ニ有  
之分也

一 四百七拾八兩貳分貳朱ト錢四百八拾七文

右は宝曆十二年ノ寛政二年迄廿九年之内、所々修覆溜  
井ノ切、浦土手築替、とうふ沢上通り掘割、南沢わく  
入替、長掘貫仕下ヶ掘貫、南沢下りさい掘廻シ、其  
外所々修覆諸色人足私ニ而外帳三冊ニ有之分也

一 金三百八拾三兩ト錢五百三拾八文

右は寛政二年ノ文化七年迄貳十壹年之内、所々修覆南

右は宝永三年極月ノ同四年六月迄、右穴掘人足賃石引  
人足賃并油代鍛冶仕賃、其外南沢下通り穴ほり人足賃  
私、所々修覆板木人足私、外小目録帳ニ有之候分也

一 金七百五拾九兩貳分貳朱ト錢三百七拾八文

右は宝永四年六月ノ十月迄、穴掘人足仕賃、石引人足、  
車板木鍛冶私、大工仕賃并南沢下通り穴掘人足賃、南  
沢わく材木黒鐵仕賃并ニ水口入替穴掘人足賃、大ノ切  
入替入用、浦土手修覆材木代人足賃并所々修覆人足日  
用材木竹茅代私、外小目録帳面ニ有之候分也

右五口之金高ハ、宝永貳年ノ同四年迄三ヶ年之内右穴  
六百三拾壹間余之無左間地穴掘貫屋夜ヲ不限掘貫致、  
宝永四年十月迄ニ成就仕候、穴掘仕賃諸色入用并南沢  
下通り穴掘仕賃、所々修覆入用掛リニ御座候、外ニ小  
目録帳有之候也

一 金百貳拾三兩壹分錢貳百拾六文

右は宝永四年ノ享保十年迄、溜井砂退キ南沢下り井堰  
掘割砂退キ大ノ切破損修覆材木、大工仕賃鍛冶仕賃、

沢下掘廻シ掘貫井さいわく入替溜井砂退キ、浦土手  
破損修覆材木代、樋口十文字仕替掛樋材木代、悪水掘  
廻シ人足諸色ニ私、外帳面ニ有之分也、但シ、四冊損  
シ不相合分除候也

一 金百九拾八兩貳分貳朱ト錢六百八拾六文

右は文化七年ノ文化十四年迄、所々修覆入用水門仕建、  
石屋仕賃掛樋仕替、南沢わく仕替井下り掘わり、とう  
ふ沢下さい人足、大穴仕下ヶ諸色入用私、外帳面ニ  
有之分、但、二冊帳面損候分除候也

右拾五口

メ金高七千七拾五兩壹分錢六貫六百拾六文

右は貴殿御取立被成候当新田用水普請入用金此度御取  
調被成候処、紙数八枚之内右之金高ニ相成候処、右目  
録帳ニ引合改見候処、貴殿御老人ニ而不残御出シ置被  
成候処少しも無相違御座候、私共当新田江引越候々已  
来、是迄貴殿之御厚切難申演、誠相続忝仕合ニ奉存住  
宅仕候、然ル上は向後御支配替り等又ハ如何様之新御  
法趣御座候共、貴殿之御意背申聞鋪候、万一末々ニ至

心得違之者御座候へ、百姓中間ニ而急度相聞カセ可  
申候、其節一言之義堅申間鋪候、作徳御年貢諸役へ不  
及申、村役地役等貴殿御指図次第急度相動可申候、少  
も滞申間鋪候、為後日相定村中百姓連印仕差上申候、  
仍而如件

文化十四年丑極月

阿多野新田

安左衛門⑩  
浅右衛門⑩  
政右衛門⑩  
彦左衛門⑩  
幸右衛門⑩  
権右衛門  
庄右衛門⑩  
佐左衛門⑩  
新左衛門⑩  
市左衛門⑩  
定右衛門⑩  
林右衛門⑩

## 2 その他の村の開発

149 寛文九年二月 上野原新田開発につき訴状控

年恐以御訴訟状を申上候事

一 上野村分もみの久保と申原、菅沼村・藤曲村之者作仕、  
其上御検地御水帳面にも両村之者共銘々ニ名付仕、作  
り来り、かつみやうを送り罷有候所ニ、只今新田ニ仕  
由承、何共迷惑仕候事

一 拾九年以前卯ノ年内山市右衛門様・小野甚太夫様御代  
官被成候時分、上野村々新田之御訴訟仕候所ニ、我等  
共申上候様へ、新田ニ被仰付候へ、先年々作り来り  
候畑、其上かりしき又ハ馬草共ニ、何方ニ而も可取所  
無御座候間、此方々上野沢川筋ニ而新田毫町仕、差上  
ケ可申と申上候へ、先年之通りニ被仰付、只今迄作  
り来り申候事

一 あたの原新田ニ被仰付、其上今度上野原新田ニ罷成り

名主 支配  
長 右衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏蔵)

〔解説〕 この文書から、阿多野新田の開発時より文化十四年  
にいたる約一五〇年間に、開発を請負った善左衛門(長右衛  
門)家が支出した新田用水普請費用を知ることができる。代  
々の当主がその明細を小目録に詳しく記していたらしく、こ  
れはそれらに依拠して書かれてある。開発時からの入用総額  
は七〇〇〇両余にのぼり、その四分の三は開発後五〇年ほど  
の間に支出されたこともわかる。また、ここには同家が普請  
入用をすべて支出したことを認める村方農民たちの連印も記  
載されている。このことは、村方農民たちの村内での力が徐  
々に強まってきたことと関連があろう。

候へ、菅沼村義へ不及申上ニ、藤曲村半伝野畑かり  
しき・馬草ニ至迄、何方ニ而も取可申所無御座候而、  
迷惑仕候事

右之御訴訟先年通りニ被仰付被下候へ、弥難有奉存候

菅沼村

寛文九年

酉ノ二月十八日

名主 与惣左衛門  
組頭 三郎右衛門  
組頭 源左衛門  
組頭 重右衛門  
惣 百姓

藤曲村

組頭 半右衛門  
組頭 次左衛門  
惣 百姓

渡辺惣兵衛様

虫明半左衛門様

(菅沼 湯山 利氏蔵)

〔解説〕 菅沼村・藤曲村両村の村役人・惣百姓が上野原の開

癸をめぐって訴えたものである。この訴状によれば、上野原をまた新田に仕立ようとする動きがあるが、そうなれば上野原で刈敷や株をとっている面村の百姓たちが大変迷惑するので中止させてほしいと願っている。訴状提出後の経過は不明であるが、その後同所は新田として開発され、元禄期には高入れされていることがわかっている。

150 (二七九二) 元禄十二年十二月 東山新田につき生土村名主手形控

手形之事

一 貴殿所持被致候東山新田之儀、今度私買取申旨ニ相談仕候所ニ、露残被申候ハ、外ニ何之構も無之候得共、江戸之親類共直段能買申事も可有之と存候間、とかく江戸を聞候て其上加判可仕と被申候ニ付、買申儀罷成間敷候、弥御内証を請、其上之儀ニ可仕と色々申候得共、其方為ニ入用之金子差つかへ、何共迷惑之由達而被申候ニ付、買取手付金少々相渡し申候得共、来ル正

跡はない。

151 (二七九三) 寛政五年七月 荒地改につき棚頭村年貢軽減願書控

乍悉以書付ヲ奉願上候御事

- 一 上畑三畝六歩 当丑ノ木立起返り
- 一 上畑七畝廿七歩 当丑ノ木立起返り
- 一 中畑貳畝歩 当丑ノ木立起返り
- 一 下畑三畝拾貳歩 当丑ノ木立起返り
- 一 野畑屋敷貳畝廿歩 当丑ノ木立起返り

右は此度荒地御改ニ付、小前相改帳面差上候処、御慈悲ヲ以当丑ノ御憐愍之御取箇被仰付被下置候様ニ奉願上候、右奉願上候通り被仰付被下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

御厨棚頭村

寛政五年丑七月

身頭 八 兵衛  
同 文 右衛門  
百姓代 利 兵衛

月十五日迄之内ニ江戸一家之衆直段能買被申候ハ、其方之勝手ニ罷成候間、相談いたし返し可申候、外之方へはハケ程ニ而も罷成候、弥日限之通相延候へ、返し申候儀不罷成候、為其如斯ニ御座候、為後日如件

生土村

元禄十貳年

名主 八 左衛門

卯十二月廿四日

大工町

証人 権 左衛門

大坂や太郎兵衛殿

宿町

証人 徳 右衛門

(生土 室伏 卯氏越)

〔解説〕 現在の御殿場市域にある東山新田は、阿多野新田と同じく寛文年間に関発された新田である。開発の中心となったのは江戸の町人たちとくに江戸小舟町大坂屋長右衛門であった。長左衛門の跡を継いだのがここに出てくる太郎兵衛であるが、同人から東山新田を買取ようと手付金を渡したのが生土村名主八左衛門である。ただしここにみられるような条件つきであり、実際には東山新田が八左衛門の手に渡った形

開発方御役所様

(棚頭区有)

〔解説〕 棚頭村では、百姓たちが開発した畑について、藩の荒地改により年貢が課せられることになったが、その年貢の軽減願である。この時期は全国的にも田畑荒廃が目立ち、小山町域村々においてもその状況は深刻なものがあつた。そのため藩は、百姓たちに荒地や手余り地の再開発を積極的に行なわせていたのであろう。百姓たちは、再開発した田畑に高率の年貢がかからないよう用心した。棚頭村の百姓たちは、荒地改をうけた後、早速年貢の減免を要求したのである。

152 (二七九八) 寛政十年十一月 新柴村百姓開発入用金借用につき

一札控

一札之事

一反別貳反貳畝歩

此入用金 三両貳参永貳拾九文六分八厘

右は当村方荒地難場之分、御見分之上、御入用被下金ヲ

以開発被仰付、御憐愍之御慈悲難有仕合ニ奉存候、右御金御積り之通り無相違御割渡シ被下、慥ニ請取由候処実正ニ御座候、然上ハ前書之反別早速取掛リ、来未三月迄開発皆出来可仕候、万一開発入之内病氣差合等有之候ハ、五人組・親類ニ為引請、御苦勞懸ケ申間敷候、尤御入用金高八分通り被下切、式分通り無利式拾年賦ニ被仰付、難有奉長候、是又急度御上納可仕候、為後日仍而如件

新芝村  
寛政十年戊午十一月 開発人 斧右衛門 ⑨  
柳右衛門 ⑨  
常 八 ⑨  
権左衛門 ⑨  
金左衛門 ⑨  
惣左衛門 ⑨  
林右衛門 ⑨  
御役人中 宇平治

右当打開発人小前之者共前書之通り請事仕候処、相違無

153 寛政五年十二月 用沢村内堰水論済口取替証文

取替申一札之事

一 此度大堰筋秋水之儀ニ付、坂本畑地掛り之者と正間田并大塚畑地掛り之者と水論差違、熟談出来兼御座候ニ付、棚頭村御名主惣右衛門様、一色村御名主興惣左衛門様、上古城村御名主兵左衛門様、右御三人御立会被下、御勘弁之上御取扱利解被 仰聞候処、双方熟談之上御趣段左之通  
一 坂本畑地水引之儀は三日三夜、正間田并大塚畑地掛り水引之儀は三日二夜と相定、猶又春水之儀は、先親仕来り之通番水ニ而、双方相互ニ申分無御座候、右様取定申候上は、向後違論ケ間鋪義申間敷候、為後日連印一札仍而如件

用沢村  
寛永五壬子年十二月 五郎右衛門 ⑨  
文左衛門 ⑨

御座候、来未三月迄開発皆出来為仕、作方御役所様江御注進申上、御見分可奉請候、依之私共奥印仕差上申候、以上

御厨新芝村  
寛政十戊午年十一月 名主 林右衛門 ⑨  
与頭 源右衛門 ⑨  
同 久左衛門 ⑨  
百姓代 重左衛門 ⑨

戸川勝藏様

(新柴区有)

〔解説〕新柴村の八人の巨姓が、藩から開発入用金三両二分余を使用する際に提出した請書である。これにより、翌年三月までに二反二畝の荒地を開墾しようというのである。借用金のうち八割はそのまま巨姓たちに与えられ、残り二割は無利子二〇年賦とされた。なお、このような場合、ここにみられるように村役人たちが奥印をするのが通例であった。

甚 兵衛 ⑨  
甚 七 ⑨  
三郎兵衛 ⑨  
三郎右衛門 ⑨  
忠左衛門 ⑨  
甚左衛門殿  
甚右衛門殿  
弥五左衛門殿  
惣三郎殿  
伊左衛門殿  
又右衛門殿  
惣左衛門殿  
半左衛門殿  
茂兵衛殿  
与右衛門殿  
幾右衛門殿

百姓代 善右衛門 ⑨  
与頭 三郎右衛門 ⑨

右前書之通少も相違無御座候、依之向後違論無之ため奥  
印仕候、以上

同 市郎左衛門⑤  
同 権左衛門⑤  
名主 幾右衛門⑤

棚頭村  
名主 惣右衛門⑤  
一色村  
名主 興惣左衛門⑤  
上古城村  
名主 兵左衛門⑤

右名主衆中

(用沢区有)

〔解説〕用沢村内での用水堰の利用をめぐる争いである。村  
内百姓のうち、坂本畑地掛りの者七名と正間田ならびに大塚  
畑地掛りの者一名との利害が対立し、なかなか決着をみな  
かった。そのため隣村の三人の名主が仲介に入り漸く話し合  
いがつき、ここにあるように済口証文が作成されたのである。

## 2 第7巻

### ●第二章 村々の開発と検地 (pp.87-117)

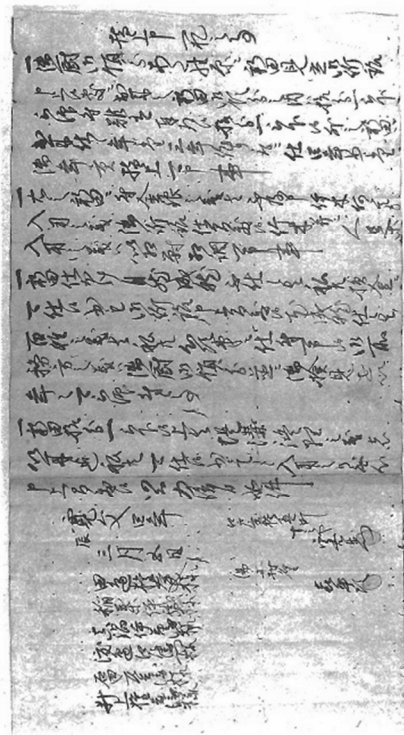
#### 第二節 阿多野新田の成立

##### 1 阿多野原と開発請負人

「アダノツバ  
ラ」の開発 御厨地方に領主楠葉氏による検地が実施されて十数年を経過した頃、須川の南側にひろ  
がる「アダノツバラ」と呼ばれる台地に、開発の話が持ち上がっていた。寛文四年（一  
六六四）のことである。この年三月五日、江戸京橋「すみや」字右衛門および湯船村名主喜平次なる両人  
が、連名で小田原藩田辺権太夫他五名の同藩役人に宛てて「一札」(『町史』第二巻四番)を差し出した。こ  
の「一札」は、字右衛門ら両名が、藩によって「アダノツバラ」すなわち阿多野原を新田として開発する  
ことを認められる際に藩に提出したものであり、そこには両人が開発するにあたっての諸条件が列挙され  
ていた。

これによれば、開発請負人である字右衛門、喜平次両人に、領内での通例どおり年貢免除地として開発  
地の一〇分の一が与えられること、残りの開発田畑については、三年間年貢上納を免除される「作り取」  
とし、四年目から年貢を上納すること、開発にかかる費用はすべて両人の責任で負担すること、開発の失  
敗は両人の責任に帰せられること、百姓を呼び寄せるなどの百姓仕付は両人に任せられること、開発後の  
堤・溝の修理も両人の責任で行なうことなどが開発許可の要件とされていた。

第2節 阿多野新田の成立



第2節 阿多野新田の成立

図2-6 窺からみた阿多野新田  
現在の主要水路を白線で示す。

図2-7 宇右衛門、喜平次両人による一札

いたのである。そういう意味では、江戸町人の開発への関与という共通点が、寛文期前後の小田原領での新田開発の特徴として指摘できるのであるが、個別の開発へのかかわり方、ここでは宇右衛門の場合における阿多野新田あるいは湯船村喜平次との接点ははっきりしない。

**石屋善左衛門と 名主市左衛門** いずれにしても、宇右衛門、喜平次両人による開発計画は頓座してしまった

ものと思われる。彼らが「一札」を提出した四年後の寛文八年（二六六八）十一月五日、江戸材木町石屋善左衛門なる者と湯船村名主市左衛門の二人が、連名で同様の「一札」を藩に提出しているからである。そこでも、開発を認可される場合の要件が列挙され、大半は寛文四年のものと同内容であったが、一点のみ重要な変更がなされていた（『町史』第二巻四番）。それは、年貢上納を免除される期間が田方で七年に延長されたことである。畑方の場合には従前通りであったものの、このことは開発請負の条件としては請負人側に譲歩したものと考えられる。宇右衛門らの開発計画

ここで開発請負人とされた宇右衛門、喜平次両人は、さきの「一札」によれば、宇右衛門は江戸の町人、喜平次は隣村湯船村の名主であった。江戸町人と地元有力者との組み合わせということになるが、実は、ほぼ同じ時期領内での箱根芦ノ湖掘貫による水田化や、東山新田、小倉野新田の開発などいずれも江戸町人が開発主体として深くかかわっていたことが明らかにされている（『深良用水の沿革』『御殿場市史』第八巻）。すなわち、箱根用水における友野与右衛門他数名の者たち、東山新田における大坂屋長兵衛他四人、そして小倉野新田における大和屋勘兵衛は、いずれもみな江戸町人であった。阿多野新田の場合も例外ではなく、その開発に際しては江戸町人が大きく関与して





図2-8 善左衛門、市左衛門両人による一札

の挫折が、藩当局にこのような譲歩を決意させたのであろう。

開発を請負った両人は、今回も江戸町人と在地有力者であった。石屋善左衛門とは一体いかなる人物なのか、湯船村名主市左衛門とさきの「一札」に登場した湯船村名主喜平次とはどのような関係にあるのか、善左衛門と市左衛門との接点はどこにあったのだろうか、これらの疑問にある程度答える記録が、それぞれの子孫・関係者によって残されている『阿多野新田開拓沿革史』阿多野 喜多淳隆氏蔵。『作恐書付を以御訴訟申上候御事』湯船 池谷晴信氏蔵。それらによると、両者の出会いから阿多野新田開発の合意にいたるまでの経緯に関しはば以下のような事実が浮かびあがってくる。まず第一に、善左衛門家は江戸時代の初めごろには江戸に移り住み、材木町において米穀商を営んでいたこと、第二に、市左衛門は山林境界の争論のため江戸へ出府し、その折材木町に宿をとっておりそこで善左衛門と出会ったこと、第三に、そこにおいて善左衛門は「金本」すなわち出資者としての役割、市左衛門は在地において「百事轉旋」をする役割をそれぞれ担い、両人が開発請負人となって阿多野新田の開発を行なうことについて意見の一致をみたこと、第四に、善左衛門は寛文八年三月には市左衛門の案内で現地を訪れていること、

90

第五に、善左衛門は市左衛門にとって開発の最初のパートナーではなく、それ以前に市左衛門は数人の相手とパートナーを組んでいたらしいことなどである。

湯船村名主という同一の肩書をもつ喜平次と市左衛門については、両人が同一の印鑑を使用していることからすると同一人物である可能性もある。もしそうでない場合でも、少なくとも同じ家のメンバーであったと推定することは十分可能であろう。

寛文八年十一月十二日付で善左衛門、市左衛門の両名は互いに手形の交換を行なった。藩へ「一札」を

図2-9 湯船村喜平次(左)・市左衛門(右)両人の印鑑  
同一の印鑑を使用していたことがわかる。

提出して数日後のことである。この手形では、善左衛門が「金本」であり金銀入用の際はすべて同人が出資すべきこと、新田経営にあたっては出資金の回収を最優先とすべきこと、そのうえで両者の取分は、田畑作徳・一〇分の一年貢免除地とともに善左衛門五・五、市左衛門四・五の比率とすること、「殿様」からの「御証文」は善左衛門が保持すること、「百姓仕付万事事務方」は双方相談のうえ行なうこと、もし「手ぬき」の場合には前記取分は無効となることなどが取り決められている『町

91

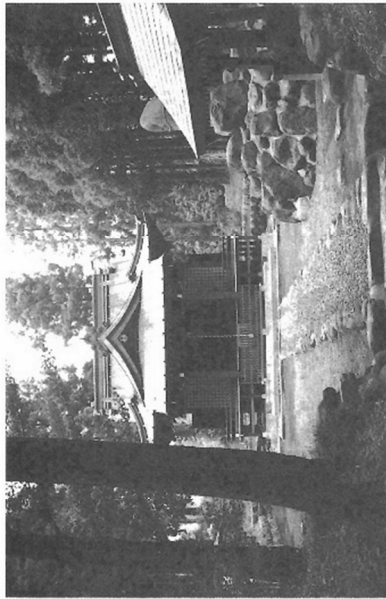


図2-10 阿多野の天神社

間の溜池を築いた。現在大御神堤と称されているのがそれである。そこに縦一丈横八尺の水門を設けて八間余りの大きな樋を架け、下の掘貫水路に流すこととしたのである。そこから阿多野原まで水路は五九八一間(約一万七六五メートル)に及び、このうち五か所、延べ四五三間については、「地中ヲ穿ツ」隧道で

あった(『阿多野新田開拓沿革史』阿多野 喜多淳隆氏蔵)。

#### 工事費用

工事費用については、延宝八年(一六八〇)に善左衛門、市左衛門連名で作成した「御厨阿多野新田金銀入用目録」(『町史』第二巻四番)にその概略が書き留められている(表2-7参照)。



図2-11 大御神堤の出水口(水はらいの時の撮影)

寛文十年中に工事はほぼ完了したと推定され、その間にかかった総費用は約六六〇両であった。このうち四〇パーセント強は人足賃金にあてられている。このことは、阿多野新田の場合、基本工事部分については藩権力を背景にした夫役労働が使われたのではなく、一般の雇傭労働力に依拠したものと思われる。これらの雇傭労働力は、おそらく周辺農村から集められたものと考えられるが、鍛冶職など専門技術職については小田原城下から呼ばれていたことがわかる。

#### 検地の実施

基本工事が完了して一年後の寛文十一年(一六七二)十月、藩による検地が実施された。この時検地帳に登録された田畑は、一二三筆、一六町六畝二二歩(田一五町一反一四歩、畑九反六畝七歩)であった。名請人はすべて善左衛門の後継者である長右衛門とな

史』第二巻四番・四番)。手形の文面から判断する限り、両者の関係は「金本」である善左衛門のほうややや優位にたっていたということができよう。

#### 2 開発の実施と検地

##### 開発工事の開始

阿多野新田の開発は、寛文八年(一六六八)十二月頃より始まったが、それより前、同年七月には善左衛門が江戸から移住し、「原ノ中央二」居を構えた。この時「原ノ西部二」天神社を建立し氏神として祀っている。市左衛門が湯船村から阿多野新田へ移住したのは寛文十一年頃であった。

阿多野新田開発の基本工事は、溜池の築造と用水路の開削であった。まず溜池については、大御神村布引池を数町ほど下った大御神村と棚頭村の境あたりに、長さ五〇間横三二



第2章 村々の開発と家

表2-7 阿多野新田普請入用金(寛文8年~寛文10年)

| 普請期                | 普請日     | 普請月      | 普請年 | 普請問            | 入用金額 | 内訳 | 訳 |
|--------------------|---------|----------|-----|----------------|------|----|---|
| 寛文8.12.1~寛文9.8.    | 8.12.1  | 9.8.     | 518 | 所々ノ小普請人足払      |      |    |   |
| " 8.11.19~" 9.12.  | 8.11.19 | 9.12.    | 74  | 万事小遣入用払        |      |    |   |
| " 9.1.~" 10.       | 9.1.    | 10.      | 17  | 穴検地勘定之代金払      |      |    |   |
| " 9.8.~" 9.12.     | 9.8.    | 9.12.    | 447 | 所々ノ普請人足払       |      |    |   |
| " 10.1.~" 10.12.   | 10.1.   | 10.12.   | 119 | 大バ切普請人足払       |      |    |   |
| " 9.2.22~" 10.     | 9.2.22  | 10.      | 57  | めたきノむかい掘割人足払   |      |    |   |
| " 10.大バ切之節         | 10.大バ切  |          | 338 | 小田原人足、栖沢人足勘定払  |      |    |   |
| " 10.1.~" 10.10.21 | 10.1.   | 10.10.21 | 75  | 台所入目其外小遣       |      |    |   |
| " 8.12.5~" 9.8.    | 8.12.5  | 9.8.     | 664 | 鍛冶留兵衛勘定払       |      |    |   |
| " 8.~" 9.春         | 8.~     | 9.春      | 485 | 茅当座買代金払        |      |    |   |
| " 9.10.22~" 9.12.3 | 9.10.22 | 9.12.3   | 523 | はらノ掘割人足払       |      |    |   |
| " 9.10.22~" 9.12.3 | 9.10.22 | 9.12.3   | 100 | 鍛冶小細工払         |      |    |   |
| " 9.~" 10.         | 9.~     | 10.      | 500 | 小田原鍛冶利足払、古沢鍛冶払 |      |    |   |
| " 10.大バ切           | 10.大バ切  |          | 49  | 茅井ニ材木之払        |      |    |   |
| " 9.               | 9.      |          | 650 | 外ニ帳面ニ有         |      |    |   |
| 計                  |         |          | 661 | 15             | 567  |    |   |

出所)「御厨阿多野新田金銀入用目録」(菅多淳隆氏蔵)より作成。

っている。ほかに、「丑ノ年分」(延宝元年)として畑九町七反八畝二八歩の記載があり、これは二年後の延宝元年(一六七三)に登録されることとなった。また、延宝元年分も含めた総登録面積の一〇分の一(田畑二町五反八畝六歩)が開発地主に与えられる旨明記されていた(『町史』第二巻四番)。

この検地については、さきの「検地帳」のほかに、「検地野帳」と「新田控帳」とが残されている。「検地野帳」には、「検地帳」の記載に加えて、一筆ごとに作物名が記されてある。それによると、耕地一二二筆中稲作が行なわれていたのはわずか一一筆にすぎなかった。大半の耕地には、粟、稗、大豆、蕎麦、黍などが作付されており、「作なし」とされた耕地も二三筆にのぼっている。検地施行の前年、一応の完了をみ

第2節 阿多野新田の成立

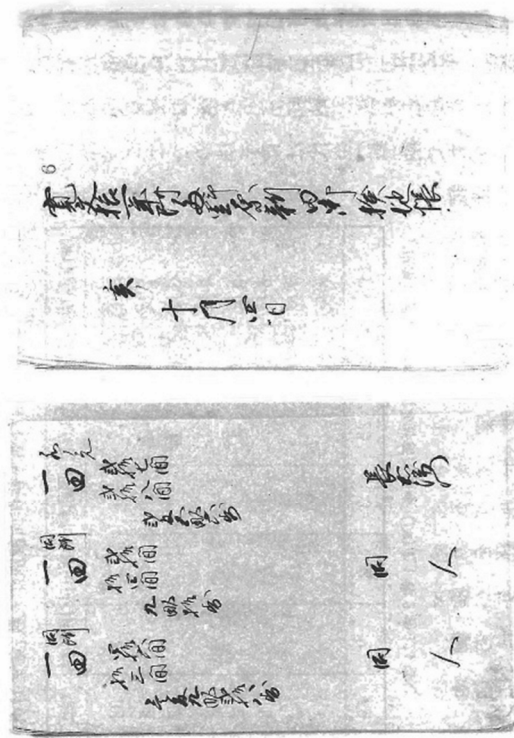


図2-12 阿多野新田の検地帳(寛文11年)

た阿多野新田の場合、実際は稲作可能な水田は一割にも満たず、低い生産力水準にあったと思われる。

「新田控帳」(『町史』第二巻四番)は市左衛門の手になるもので、田畑種別・縦横長さ・面積の記載は「検地帳」と全く同一であるが、名請人の欄に例えば「菅沼村重右衛門作り」のように小作人の名前が書き記されているのが大きな特徴であった。それを村別・耕作面積別に示したのが表2-8である。小作人は合わせて六九人、五か村にわたるが、大半は菅沼村と吉久保村の人々で占められていた。耕作面積をみると、一反以下の者の占める割合が四六パーセントと半数に近く、また、三分の二強が二反以下となっている。彼らが小作人として「新田控帳」に姿を現わすにいたった経緯ははっきりしない。さきに述べたように、開発の基本工事部分については、そのすべてが「金

第2章 村々の開発と家

表2-8 阿多野新田村別・耕作面積別作人数(寛文11年)

| 耕作面積 | 菅沼村 | 吉久保村 | 棚頭村 | 大畑田村 | 用沢村 | 計  |
|------|-----|------|-----|------|-----|----|
| 1反以下 | 11  | 17   | 1   | 1    | 2   | 32 |
| 2反   | 13  | 3    | 1   | 1    |     | 18 |
| 3反   | 6   | 1    |     |      |     | 7  |
| 4反   | 3   | 1    |     |      |     | 4  |
| 5反   | 1   | 1    |     |      |     | 2  |
| 6反   | 3   |      |     |      |     | 3  |
| 7反   | 1   |      | 1   |      |     | 2  |
| 8反   | 1   |      |     |      |     | 1  |
| 計    | 39  | 23   | 3   | 2    | 2   | 69 |

出所) 寛文11年「阿多野新田控帳」(『町史』第2巻124番)。

であった。ここでの畑年貢は代金(銭)納であり、一反につき五〇文の割で納めるべきことが明記されており、いわゆる反取法という取納方法がとられていた。

延宝五年(一六七七)には、さきに「丑之年」登録とされた畑方九町七反六畝一一步に対しはじめて年貢がかけられ、これによって阿多野新田の年貢は一挙に五貫文余へとね上がった。その翌年には、約定の

通り田方にも年貢が割付けられた。これは米納で、反あたり一斗の割であった(『町史』第二巻四番・隠番)。

阿多野新田では、開発登録地の一〇分の一が開発者の取分として年貢が免除されたが、これについては延宝七年より年貢割付状に明記されている。ただし、この年は、さきの「丑之年」を含んでいない。「丑

之年」分も含めて適用されるようになるのは天和三年(一六八三)からである(『町史』第二巻四番)。

年貢割付の推移

表2-9により、享保期半ばまでの阿多野新田の年貢割付状況を概観しておこう。まず田

方の場合、初年度一三石余の割付であったが、翌年には三石二斗余へと急減する。これは、この年田方において開発者への一町五反一畝歩の一〇分の一年貢免除がはじまったことに加えて、検見引が初年度の二町歩から一挙に七町歩へと増大したこと、かつ反あたり割付高が一斗から五升へと半減したことによる。すでに指摘したように、阿多野新田では検地時に稲作が行なわれていた耕地は全体の一割にも達していない。さらに、全く作付されていない田畑も一割にのぼっている。おそらく初年度の年貢割付は耕地の実態に合わず苛酷すぎたのではないだろうか。それゆえ藩は、翌年以降、恒常的な年貢低率と高い検見引を続けざるをえなかつ

第2節 阿多野新田の成立

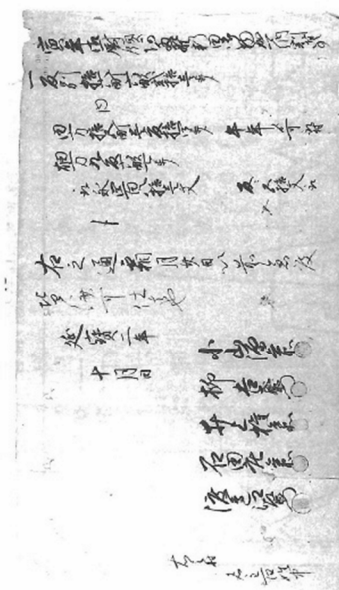


図2-13 阿多野新田の年貢割付状(延宝2年)

本したる善左衛門の出資によるものであったが、各耕地片の耕地化にあたっては、開発後の使用権を条件に近隣農民各人の労働力に依拠したとも考えられる。ただし、これは彼らに永小作権が与えられたことを意味するものではない。その後一〇年余りを経ると、小作人の顔ぶれは一変してしまっているからである。

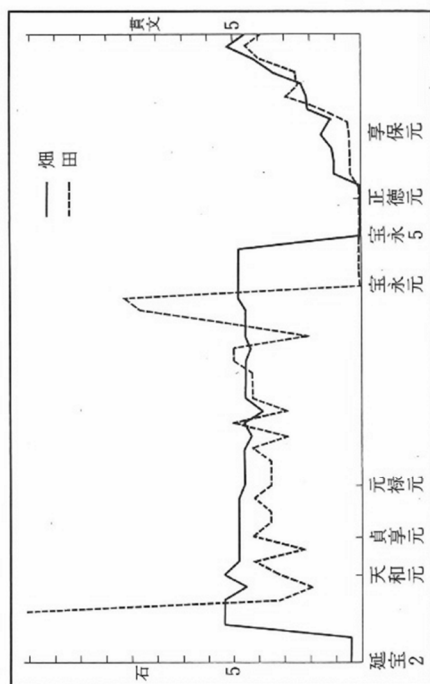
3 年貢割付とその推移

年貢割付の開始

延宝二年(一六七四)十月、藩より阿多野新田に対し最初の年貢割付状(『町史』第二巻

四番)が交付された。検地後三年を経過したこの年、寛文八年の取り決めにしたがってまず畑方に年貢が賦課された。ここで賦課の対象となった畑方は九反六畝七歩、年貢高は永四八一文

表2-9 阿多野新田年貢割付推移



出所) 各年貢割付状(喜多野新田蔵)より作成。

たのである。

田方年貢が上昇に転ずるのは元禄十四年(一七〇一)であるが、これは反あたり割付高の増加によるものである。相変らず耕作されない耕地は存在するものの、耕作されている水田については少しずつ反あたり収量が増加しつつあったのだろう。藩としては、以後継続的な年貢増徴を企てていたのであろうが、後述するように元禄十六年十一月南関東一帯を襲った大地震によって阿多野新田の用水堰はことごとく破壊されてしまったのである。そのため翌年から田方でも畑作を行なわざるをえなくなり、年貢も代金(銭)納となった。

これに対し畑方は、延宝五年に「丑之年」分も含めて年貢がかけられて以後、比較的安定的に推移したといえることができる。若干の増減がみられるのはすべて反あたり割付高の増減によるもので、検見引は宝永四年(一七〇七)にいたるまで皆無であった。

宝永五年からの年貢割付状況は、田畑ともに異常と

もいえる数値を示している。これは、いうまでもなく宝永四年十一月の富士山大噴火によるものであった。その被害の甚大さ、深刻さはここにもはっきりとあらわれていたのである。

#### 4 新田百姓と入作百姓

##### 新田への移住

阿多野新田で藩による検地が実施された寛文十一年(一六七二)に、広大な阿多野の台地に居を構えていたのは、善左衛門と市左衛門の両家だけであった。ほかに建物らしきものといえは、善左衛門家によって祀られた簡素な氏神社くらいであったろう。兩人によって開発された田畑は、近隣古村からやって来る入作百姓が耕作していたからである。

しかし、新田経営をより安定化させ、新田村落としてのまとまりをつくりあげるためには、他村からの入作百姓による耕作ばかりでなく、新田のなかに百姓を呼び寄せ、定住させることがぜひとも必要であった。

図2-14は、開発後まもない頃の阿多野新田の様子を描いた絵図である。太い黒色の線で囲まれたところが阿多野新田である。絵図の中央を南北に道が走り、そこを中心に細い道が東西にいくつも通っている。水路が新田内を巡っている様子もみてとれる。これによると南西部は一带が水田地帯となっているのに対し、他は畑地、水田、野(林)などがモザイク的に入り交りつつ存在していたことがわかる。真中より西寄りの林で囲まれた部分が氏神社であろう。

絵図のなかに、数軒の家が点在する。はっきりとは確認できないが、家と覚しきものが三〜四軒示され



図2-14 絵図にみる阿多野新田

多野新田への百姓移住に際しては、地主は必ずこのような証文を書かせていたのであろう。

新田百姓と入  
作百姓

表2-10に示したのは、天和二年（一六八二）における田方年貢米および田方作徳米の収納状況である。これによれば阿多野新田にはすでに五名の新田百姓のいたことがはっき

りする。他は近隣古村からの入作百姓であるが、寛文十一年の検地の際の顔ぶれとは大きく異なり、菅沼村、吉久保村の百姓が大幅に減少し、かわって用沢村と大胡田村の入作百姓たちが進出している。

阿多野新田では、近世を通じて年貢米と作徳米（小作米）は、長右衛門方への一括納入方式をとっていたと判断される。一人あたり田方年貢米、田方作徳米納入高を村毎に平均すると、阿多野新田が最も多く、平均二俵三斗四升余となっている。しかし、人数からいえば小作人総数三五人中わずかに五人を占めているのにすぎず、入作百姓の比率ははるかに高くなっている。また、小作人総数は、寛文十一年の検地時の約半数へと大きく減少したが、これは寛文十一年の場合種作可能の是非にはかわりなく小作人を張りつけたことも影響していたであろう。実際には「検見引」の田方が六町余もあり、これらについては小作人を

表2-10 阿多野新田田方年貢米・作徳米の収納状況（天和2年）

| 村名    | 小作人名  | 田方年貢米・作徳米 |
|-------|-------|-----------|
| 用沢村   | 新右衛門  | 俵1斗3升4合   |
| "     | 小左衛門  | 俵1斗2升     |
| "     | 兵衛    | 俵2斗2升4合   |
| "     | 庄兵衛   | 俵2斗2升4合   |
| "     | 弥兵衛   | 俵3斗6升2合   |
| "     | 九郎右衛門 | 俵2斗1升6合   |
| "     | 文左衛門  | 俵2斗2升4合   |
| "     | 善左衛門  | 俵2斗2升4合   |
| "     | 忠左衛門  | 俵1斗7升3合   |
| "     | 惣右衛門  | 俵2斗3升5合   |
| "     | 五郎左衛門 | 俵2斗6升     |
| 大胡田村  | 六郎右衛門 | 俵2斗1升4合   |
| "     | 勘右衛門  | 俵1斗2升1合   |
| "     | 長左衛門  | 俵1斗1升3合   |
| "     | 吉左衛門  | 俵1斗1升2合   |
| "     | 忠左衛門  | 俵1斗1升2合   |
| 阿多野新田 | 二郎左衛門 | 俵4斗5升4合   |
| "     | 忠左衛門  | 俵1斗1升4合   |
| "     | 庄兵衛   | 俵2斗2升5合   |
| "     | 茂右衛門  | 俵2斗3升5合   |
| 菅沼村   | 権左衛門  | 俵4斗6升3合   |
| "     | 伊左衛門  | 俵2斗2升8合   |
| 一色村   | 三郎右衛門 | 俵2斗2升8合   |
| 吉久保村  | 李兵衛   | 俵1斗3升2合   |
| 上古城村  | 彦左衛門  | 俵2斗7升1合   |
| 新柴村   | 与右衛門  | 俵2斗7升1合   |
| "     | 権右衛門  | 俵2斗7升1合   |
| "     | 権右衛門  | 俵2斗7升1合   |

出所）喜多津隆氏蔵文書（表題欠）より作成。

取りたて耕作させることはできなかったからである。

こうして阿多野新田では、開発後一〇年を過ぎたころには五、六人の百姓が新田内へ移り住み、開発地主の支配のもとで耕作に従事していたと推測される。したがって、以後の阿多野新田の耕作は彼ら新田内の百姓と近隣古村からの入作百姓によって行なわれていくこととなった。

## 5 新田地主のくらし

### 長右衛門の「日記」

阿多野の喜多淳隆氏宅には、膨大な阿多野新田関係史料が保存されている。そのなかから、開発請負人のひとり善左衛門の後継者である長右衛門のものと覚しき「日記」が発見された。ただしこれは全体のごく一部と思われ、表紙もなく数枚が残されているにすぎない。長右衛門は、延宝二年（一六七四）に善左衛門が没したため家督を相続し、同家の二代目当主として以後新田経営にたずさわっていくが、現在残されている「日記」は、天和元年（一六八一）十一月一日から天和二年三月二日までのものである。わずか四か月間ではあるが、開発後十数年を経過した時期の新田地主やその周辺の有様が、新田地主長右衛門自身の筆で記されており誠に貴重である。以下、「日記」からうかがえる同家のくらしぶりをみていくこととする。

なお、四か月の短期間であるとはいえ、記載には粗密があり、形式も天和二年正月分が文章体で記述も比較的長いのに対し、他の三か月は簡単な箇条書記述である。

### 長右衛門家の出来事・行事・交際

同家では、「日記」の残された四か月の間に特筆されるべき出来事が二つ起っている。一つは住居の移転であり、他の一つは娘の誕生である。

住居の移転は天和二年一月二十八日に行なわれた。同日の日記は「上ノ家へうつり申候、則其夜村中酒肴升五合はと持参にてみなみなたべ申悦申候」と記している。移転で忙しかったためか、実にあっさりとした記述である。今日まで同家に言い伝えられている話によれば、この「上ノ家」が現在にいたるまで同家の家屋敷の所在地ということになる。移転に関する直接的記述は他に見当たらないため、なぜそれまでの住居を移ることになったのか、「上ノ家」がどのような経緯で建てられたのか等々はわからない。新しく長右衛門家の住居となった地は、従来よりは村域の北寄りの地にあったと推定される。移転前の一か月余の間に同家の下男たちがしきりに山へ茅刈りに入っているが、これはおそらく「上ノ家」の屋根葺きに使用されたのであろう。

娘の誕生については、天和二年一月十三日の記載中に「あたたかに候故、お雪に初湯あびせ申候」とあり、また二日後の十五日にも「天神様へお雪初参詣、子供も不残参詣仕候」と書かれてあるところからはっきりする。お雪が第一子でないことは明らかであるが、子女の人数等についてこの「日記」からはわからない。同家で行なわれていた年中行事や村内外の人々との交際などについても、天和二年正月を中心に知ることができる。

元旦には、村中の人々が同家を年始に訪れている。同家の村内での地位がうかがえよう。一日には、金十郎という下男をお供に「御殿」へ出向いた。「御殿」とは御殿場村にあった「御殿御屋敷」のことで、

## 第2節 阿多野新田の成立

表2-11 長右衛門家の食料品支出(天和元年11月～天和2年2月)

| 品名  | 天和元年11月 |       | 天和元年12月 |       | 天和2年正月 |     | 天和2年2月 |       | 計   |        |
|-----|---------|-------|---------|-------|--------|-----|--------|-------|-----|--------|
|     | 数量      | 金額    | 数量      | 金額    | 数量     | 金額  | 数量     | 金額    | 数量  | 金額     |
| 酒   | 2斗5     | 352   | 2斗5     | 315   | 3斗     | 36  | 1斗6    | 77    | 9斗3 | 929    |
| 茶   | 2斗      | 32    | 2斗      | 32    | 3斗     | 30  | 1斗5    | 192   | 4斗2 | 557    |
| 豆腐  | 6丁      | 120   | 6丁      | 120   | 5丁     | 100 | 5丁     | 100   | 17丁 | 340    |
| みかん | 20コ     | 20    | 14コ     | 22    |        |     |        |       | 34コ | 82     |
| 鰯節  |         | 24    |         | 22    |        |     |        |       |     | 46     |
| しいも |         | 245   |         | 43    |        |     |        |       |     | 245    |
| そば  |         | 100   |         |       |        |     |        |       |     | 100    |
| 鰯   |         | 10    |         |       |        |     |        |       |     | 119    |
| 塩   |         |       |         |       |        |     |        |       |     | 33     |
| 雑子  |         |       |         |       |        |     |        |       | 3羽  | 372    |
| 計   |         | 2,903 |         | 3,686 |        | 366 |        | 2,168 |     | 11,823 |

まず、表2-11は四か月間における同家の食関係支出をまとめたものである。支出の合計は錢一一貫八二三文であり、金一両に錢五貫二〇〇文替とすると金二両一分錢一二三文となる。一か月平均では金二分錢三五六文である。ただし、この四か月間には十二月と正月が含まれているため、ふだんの月より支出が増加していたと考えられる。一年を平均した月平均支出は、金二分錢三五六文を下廻る数値であったろう。

購入品目は、酒・茶・豆腐・みかん・鰯節・しいも・そば・鰯・塩・雑子の一〇品目であった。このうち八四パーセントを占めたのが嗜好品の酒である。同家で人の出入は多く、「日記」には正月を中心に随所に「酒盛り」の記述がみられる。また、海岸地域とは隔たっているこの地域で、動物性蛋白質である鰯を手に入れていることも注目される。

長右衛門家では、これら食料品を主として御殿場村に出向き購入していた。その際、「錢買い」といって金一分を錢に替えてから種々の買物をしている。たとえば天和元年十二月三日の場合、以下のように記されている。

## 第2章 村々の開発と家

ここに小田原藩の役人が詰めていたのである。長右衛門はこの日「三木殿」と「大嶋様」に年頭の挨拶をし、「三木殿」には「筆式本入巻箱」と茶碗一つを、「大嶋様」には扇子三本を進上した。市左衛門も一足先に「御殿」に参上している。

五日には、中丸村(御殿場市)蓮静寺住職が「遊」びに来た。同寺は長右衛門家の旦那寺であり、十日には長右衛門が子供連れで参詣し「ゆるゆると咄」し込んでいる。七日には「かざり共納申」している旨の記述はあるが、七草がゆに関する話は出てこない。「かざり」は、松飾りのことであろう。

十二日、同家には菅沼村十輪寺住職が訪れ「ゆるゆる咄」をした後、「平家物語」「九札(冊)」を持帰った。長右衛門は、二月十八日菅沼村へ出かけた折同寺へも立寄り「鳥目廿疋(錢五〇〇文)を進上している。

正月中、同家には近隣村々からの年始客が連日のように訪れている。須走村の新七・半之助・権右衛門、菅沼村の善右衛門・基右衛門・忠左衛門・平右衛門、用沢村の伝右衛門・次右衛門・庄右衛門、上野村の三郎兵衛、一色村の左右衛門などの人々である。同家の交際範囲の広さを物語ってしよう。このうち用沢村の庄右衛門は一月十三日と十七日に同家を訪れ、「かんけん記」など「八札(冊)」を借用しており、興味深い。

## 金銭支出の特徴

「日記」のなかに、消費財を中心として金銭支出の様子が書き留められている。自給的色彩の濃い農村生活にあってどのような金銭支出がなされていたのか、わずかな期間ではあるが長右衛門家の状況をみておきたい。



第2章 村々の開発と家

表2-12 長右衛門家の食料品以外の支出  
(天和元年11月～天和2年3月2日)

| 年    | 月   | 日 | 品名  | 数量 | 金額 | 文   |
|------|-----|---|-----|----|----|-----|
| 天和元年 | 11  | 6 | 着物  | 1つ | 1  |     |
|      | 12  |   | 用材  | 6本 |    | 864 |
|      | 17  |   | 木綿  | 2反 |    | 126 |
|      | "   | " | 飯次  | 3つ |    | 100 |
|      | "   | " | ござ  | 2枚 |    | 70  |
|      | "   | " | 桶   | 3つ | 1  | 2   |
|      | 18  |   | 合わせ | 8つ | 1  | 600 |
|      | "   | " | 帯   | 2筋 | 1  | 900 |
|      | "   | " | 綿入れ | 1つ |    | 600 |
|      | "   | " | 合わせ | 1つ |    | 650 |
|      | "   | " | 合わせ | 1つ |    | 650 |
|      | "   | " | 織材  | 2反 | 1  | 750 |
|      | 12月 | 1 | 用材  | 1反 |    | 388 |
|      | "   | " | 綿   | 1  | 2  | 100 |
|      | 23  |   | 釜   | 3  |    | 600 |
|      | "   | " | 鍋   | 5  |    |     |
| 天和2年 | 1   | 5 | 炭   | 1俵 |    |     |
|      | 3   | 2 | 木綿  | 1反 |    |     |

十貳文 ミかん五ツ

食料品以外の購入品(表2-12)をみると、衣類・用材・鍋釜類・炭などが挙げられる。衣類は、合わせ一〇着・反物六反・帯二筋・綿入れ一着などとなっており、金額は金三両一分銭三十四文であった。これには奉公人たちの「仕着」も含まれている。購入先は御殿場村ないしは小田原城下であった。その他、用材は用沢村の長右衛門より、鍋釜類は伊豆の島田屋より、炭は青沼村の者よりそれぞれ買い付けていたことが記されている。

用水管理と農作業

新田地主としての長右衛門は、この「日記」に阿多野用水に関しても若干の記述を残している。

まず、天和二年正月早々、二日夜にこの地に地震があり、まもなく堰が切れたとの知らせが入った。翌日には村中で普請に出ることとなり、作業は四日までかかっている。九日夜も大雨で川が増水したが、「せぎ何事もなし」とある。しかし長右衛門は念のため下男を用沢村の「親方」のところまで呼びにやっている。十一日には、堰水が細くなっているとのことで調べ、翌日にはまた村中が普請に出、長右衛門家でも下男一名が動員された。これは屋時分には作業が終了しており、たいしたことはなかったのであろう。

二月になり、十二日には「上野道須川ばた女滝下」が崩れ埋まってしまった。翌日は村中普請となり、長右衛門家では下男二名のほか長右衛門自身も現場へ出向いている。また、市左衛門も様子を見にきており、この時は他村からの入作百姓も動員されている。長右衛門が阿多野用水の維持・管理に常に気を遣い、村人や入作百姓が頻繁に普請に動員されていたことなどが「日記」から読みとれるのである。

十一月から二月の間は農閑期であるためか、農作業にかかわる記述はわずかである。この時期同家には、金十郎・左平次・半兵衛という三人の下男が働いていたと推定される。正月六日は「初山」で、金十郎と左平次が薪取に入っている。薪取は下男たちにより十二日、十三日、二十四日にも行なわれている。九日には、一色村彦左衛門方へ金十郎・左平次を遣わして草わら三駄を取寄せている。また、さきに述べたように、屋根葺のための茅刈りへも数回出向いている。

二月に入り、十八日と二十日には「馬やこへ(肥)」をいも畑へまき、二十一日にはいも畑三畝歩程を下

一金老分二老貫三百文  
御殿にてかい  
此払  
貳百卅貳文 酒八升 酒や  
半兵衛方へ  
六百五十文 もめん一たん  
御殿一郎左衛  
門方へ  
卅貳文 御殿にて 酒二は  
い  
四拾文 たうぶ二丁



男たち三人で耕した。二十二日には「種はり」で、早稲五斗・餅一斗・四国七升計三品種六斗七升の種籾を俵に詰め、これらを三十日に「種いけはりたね入」したのである。三月以降の農繁期の様相はこの「日記」からはうかがい知ることができない。

## 6 元禄期の阿多野新田

### 対立の表面化

元禄期になると、阿多野新田には深刻な対立状況が生じていた。開発後二〇年余を経て、開発請負人の両家に近村から移り住んだ新田百姓を加えて順風満帆にみえた同新田ではあったが、この時期、開発の立役者であった長右衛門家と市左衛門家そして新田百姓との間に争論が起こり、対立が表面化することとなった。

この争論に関しては、元禄五年（一六九二）四月二日付で出された小田原藩役人から長右衛門宛の申渡書（『町史』第二巻隠書）他数点の関係史料が残されている。この申渡書に述べられた藩による裁定を中心に簡単にまとめ以下に示しておこう。

- ①市左衛門が「連々百姓を馴付」長右衛門を疎んじるよう仕掛けているとの由、吟味の結果、市左衛門に「謀悪之心」あり不届きである。
- ②前々より年貢米は長右衛門宅へ付参り、そこから竹之下村にある藩の「御蔵」へ付出すことになっていたにもかかわらず、辰巳両年（元禄元年・二年）に百姓共は竹之下村の「御蔵」へ直納し、「前々之定を違」えたとき長右衛門は主張するが、小作百姓である彼らの田畑を取上げ、新田を立退くよう申すな

と長右衛門の申分は「我儘」である。しかし百姓共も市左衛門と「一所」になり長右衛門に背いたのは不届きである。

- ③市左衛門が年貢を払わず、田畑七町歩を「作り取」しているとのことであるが、同人の年貢は長右衛門が上納しているからこれは「作り取」にはあたらない。「作り取」に関しては、長右衛門の親である善左衛門と市左衛門との間で「相对」で取り決めたものと察せられる。ただ、市左衛門が、長右衛門の恩をうけずむしろ面倒をみたとき主張しているのは、吟味したところ市左衛門の申し分はたたないことがはっきりした。
- ④二一年前に市左衛門が善左衛門から金七六両を借用した件は、「年久き事」なので取り上げない。長右衛門兄不染に関する事も吟味しない。
- ⑤百姓たちが追訴状を提出したが、これも吟味しない。今後長右衛門の「差図」に背いたら不届きに申し付ける。
- ⑥伊右衛門と申す者は、市左衛門と「一所」に行動するにあたって「百姓共残らず神水を吞」んだと申ししたが、実は神水などではなく酒であった。虚言を申し立てて不届きであるから、過怠として松苗三〇〇本を植え付けることを命じる。
- ⑦市左衛門は「謀悪の仕形不届至極」であるので、出身の湯船村へ差遣することとする。跡取の平次郎については、家に召籠置き、門を閉ざしておくよう申し付ける。
- ⑧長右衛門も、「一分之勤宜からざる様二兼々相聞」えているので、これからは「氣を取直」して「諸

事相「喧嘩」むべきことを申し付ける。

### 争論の特徴

以上によれば、この争論が長右衛門と市左衛門ならびに小作百姓との対立状況のなかで起ったものであることは明らかである。対立の構図としては、市左衛門と小作百姓が「一所」になり、長右衛門と争うかたちになっているものの、市左衛門と小作百姓の関係は、「市左衛門連々百姓を馴付」ることによって形成されたものであり、中心人物は市左衛門であろう。長右衛門との対立点も両者は異なっている。

長右衛門と市左衛門との間の最大の争点は「作り取」問題であったとみることができよう。市左衛門は開発当初より七町歩の田畑にかかる年貢を一切納入してこなかったことになる。長右衛門は、訴状において未払い分の年貢納入と田畑の返却を求めている。市左衛門側の言い分は、申渡書から推測する限りでは、長右衛門の親である善左衛門との間で「相対」によりその旨を取り決めており、何ら問題はないという立場であった。相対立する両者の主張に対し藩は、市左衛門の田畑七町歩にかかる年貢は長右衛門によって納入されているのであるから「作り取」にはあたらないとして長右衛門の申し立てを却下した。この変則的な年貢納入のかたちに関しても容認したことになる。金七六両借用の件、長右衛門兄不染に関する件なども取り上げられなかった。

市左衛門が、小作百姓と「一所」に長右衛門を疎んじようとした点については、長右衛門の言い分を大方認めている。その結果、市左衛門は湯船村へ戻されると同時に以後の阿多野新田への関わりを一切否定されることとなった。ただし、市左衛門の跡継ぎの平次郎が新田内に居住することは許されており、同家

が新田から追放されたわけではなかった。

長右衛門と小作百姓との間では、具体的には年貢米納入の方法をめぐる対立のみが出されていたにすぎない。すなわち、従来長右衛門宅へ持参していた年貢米を小作百姓らが竹之下村の「御蔵」へ直納してしまい、これに怒った長右衛門が、田畑を取り上げようとしたり、新田立退きを彼らに迫ったことから事態が深刻化したものと思われる。もちろん、小作百姓のこのような大胆な行動の背後には市左衛門の指導があったことは明らかである。

藩は、長右衛門宅への年貢納入という従来のやり方を承認し、小作百姓らを不屈きとしてはいるが、⑥の伊右衛門の場合を除き特に処罰はしていない。長右衛門についても、「我儘」であるとの見方をしつつも一切処分らしきものはなかった。

阿多野新田では、年貢納入のあり方にもみられるように、開発当初以来「金本」であった善左衛門(長右衛門)家を中心に村落運営が行なわれていた。それに市左衛門家も加わり、小作百姓たちに対して圧倒的優位性を保っていたことは疑問の余地がない。しかしながら、開発主体である両家の間には、「作り取」一件にあらわれたような開発田畑の配分方法や村落の主導権争いなどをめぐって対立が生じていたのである。

### 両家の経営不振

ところで、このような村内の不協和音、両家の対立という事態と呼応するかのようにより、元禄期になると両家の経営状況は悪化していた。

長右衛門家の場合、それは開発田畑の質入れというかたちで顕在化してくる。同家が所持田畑をはじめ

第2節 阿多野新田の成立

表2-13 長右衛門家田畑売渡明細(元禄7年)

| 作人名又は耕作地名 | 田畑<br>種別 | 耕作面<br>積 | 代<br>金   |
|-----------|----------|----------|----------|
| 菅沼村       | 田        | 畝 17     | 両 4 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 4 分 1  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 4 分 1  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 4 分 1  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 4 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 3 分 3  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 4      | 両 20 分 3 |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 3 分 4  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 3 分 7  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 3      | 両 17 分 2 |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 5 分 5  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 8 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 3 分 6  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 6 分 6  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 7 分 7  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 5      | 両 34 分 3 |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 8 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 3 分 7  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 5      | 両 9 分 9  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 4 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 3      | 両 11 分 7 |
| 菅沼村       | 田        | 畝 3      | 両 7 分 3  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 4 分 4  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 8 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 1      | 両 2 分 7  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 2      | 両 3 分 4  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 3      | 両 8 分 2  |
| 菅沼村       | 田        | 畝 3      | 両 5 分 12 |

出所)「田畑所書代金付帳」(『町史』第2巻134番)。

第2章 村々の開発と家

て質入れしたのは貞享三年(一六八六)のことと推定される。この時長右衛門は、菅沼村伊左衛門より金一両三分を借用し、その質物として田地一町六畝一二歩を差し出している。この時の証文には、田地を渡す際の条件として、年貢諸役は長右衛門方で負担すること、利息には田地作徳をあてること、本金一両三分を支払えばいつでも請戻せることが明記されていた。翌年暮にも長右衛門は伊左衛門より金三両二分の借用をするが、この場合は田地三反五畝歩を質地とし、利息は月一三文一分の割でつぎの年の春に返済し、元利返済によって田地は返されることが取り決められた。したがって、作徳についてはこれまで通り長右衛門方に属し、年貢も同人の責任であった。

これらを皮切りに長右衛門はつきつきと借金を重ね、田畑を質に差し出していった。その結果、元禄七年(一六九四)には、総額金二一七両三分、質地六町九反一歩(田三町八反九畝一歩、畑三町一畝歩)にも達してしまった。そのため長右衛門はこの年あちこちからの借金を整理し、菅沼村の伊左衛門・喜兵衛兄弟を買取人として証文を書き替えたのである。その内わけは表2-13に示したが、この証文でははじめて田畑請戻しに期限がつけられ一〇年以内とされた。ただ、一括返済というわけではなく、「金子御調次第」「少ツ、」請戻しが可能であり、実際二年後の元禄九年に長右衛門は、田一反二畝歩(用沢村六郎右衛門作り)を代金三両一分で請戻している。これは一年前の売買時の値段と同じである。請戻し期限についても延長が認められており、長右衛門にとって必ずしも不利な条件ではなかったであろう。この段階で買取人を伊左衛門・喜兵衛兄弟に絞り込んだのはこのことと無関係ではあるまい。

では、六町九反歩余の田畑を売渡してしまった長右衛門家に残された所持田畑はどのくらいであったの

だろうか。単純に計算すれば阿多野新田の耕地面積二五町八反歩余から市左衛門家の所持田畑七町歩余を差し引いた一八町八反歩に、さらにそこから六町九反歩余を差し引いた一一町九反歩余が同家の所持面積となるはずである。しかし現実には、年貢割付状から明らかになる通り、六町五反歩が恒常的に検見引部分となっており、この数値を差し引く必要がある。そうなると田畑売渡し後に残された長右衛門家の所持田畑は五町四反歩余であった。

同様のことは市左衛門家にもあてはまる。元禄九年(一六九六)同家では、田地八反歩、畑地六反歩計一町四反歩を金六〇両で売渡した。相手は「万や喜兵衛」、すなわち長右衛門家の場合にも登場した人物である。この場合、「何時二而も元金六拾両返還申候へ、田畑無相違御返し可被」という条件であり、請戻し期限は設定されていなかった。この売渡しの結果、同家の所持田畑は五町六反歩へと減少した。

114

こうして、元禄期の両家は開発田畑の質入れ、売渡しというかたちで借財を重ねていたのである。それは長右衛門によれば「父善左衛門方より此阿多野新田請取候より以来、堰破損普請入用二前々より借金仕来り、当年二至指詰難儀仕候」ゆえであった。実際、同家において延宝八年(一六八〇)から元禄四年(一六九一)までの間に阿多野用水の堰破損修復等にかかった費用は、金九七六両余にのぼっていた。市左衛門においても「祖父市左衛門此阿多野新田取立候二付、方々数口借金仕置、指詰り難儀」の結果であった。元禄期の両家は、ともに極めて厳しい経営状況におかれていたのである。

## 7 元禄大地震・宝永の砂降りと阿多野新田

**元禄大地震と阿多野用水** 元禄十六年(一七〇三)十一月二十三日未明南関東一帯を大地震が襲った。この大地震と、続く宝永四年(一七〇七)十一月に起った富士山大噴火は、新田村落として成立し三〇年余を経過していた阿多野新田に甚大な被害を与えることとなった(元禄大地震と宝永の砂降りについては第四章参照)。

まず、この大地震では阿多野用水の「水路ノ上流凡千三百間余」が崩落してしまい、水田に水がかから

なくなってしまった。年貢割付状から推測すると、この時期まで阿多野新田の水田一五町一反一四歩のうち六町五反歩が「年々検見引」となっており、実際に耕作が行なわれていたのは残りの八町六反一四歩であったと考えられる。

用水の機能停止という非常事態に立ちいたった阿多野新田では、長右衛門の跡を継いだ善七郎らが、「遂に地中ヲ疏通スルヲ決」意した。「棚頭村ノ中、地底ヲ南北ニ貫穿スル事、高六尺幅五尺長サ六百三十一間ニ及」ぶ大工事を計画したのである(『阿多野新田開拓沿革史』)。工事は宝永二年(一七〇五)より開始されることとなったが、工事費用の支出に際し善七郎は、菅沼村の三郎兵衛、仁右衛門両人の援助をうけることになった。この両人は、それぞれ前項で述べた菅沼村の喜兵衛、伊左衛門兄弟の息子であり、善七郎家から田畑六町九反歩余りを買取っていた。また、元禄十四年(一七〇一)には善七郎家と仁右衛門家の間で「縁組」が成立し、両家は姻戚関係で結ばれていた(『町史』第二巻138番)。

三郎兵衛、仁右衛門両家にとっても、用水路の復旧は死活問題であり、宝永二年四月、両家と善七郎家の間で証文が取り交された。そこでは、「諸事入用金」は相互に田地反別の割合をもって金子を出すこと、「穴掘人足諸色入目」は、双方立合の上帳面に認め判をおすこと、地震前の水掛り田八町六反一四歩の他に「余分之水出来申」したときは、それぞれの出費金額に応じて配分することなどが取り決められた。

宝永二年からはじまった工事は、「昼夜ヲ限ラズ掘貫」などとして三か年続けられ、宝永四年十月に完了した。この間、穴掘人足賃、鍛冶屋払、大工作料、石引人足賃、人足払、板竹代、所々破損修復入用材木代等々工事費用の総額は金二五九二両余にのぼった(『町史』第二巻138番)。実に莫大な支出であったことが

115

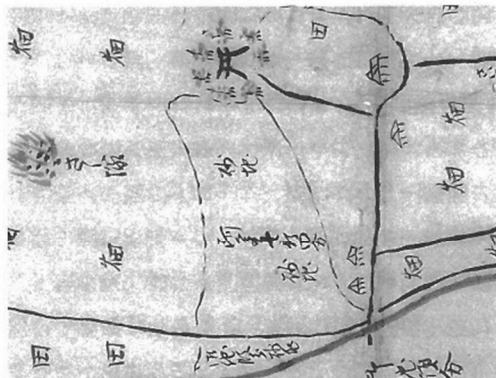


図 2-15 阿多野新田の村絵図(安永7年)  
中央にみえる天神社の南側の部分はまだ大半が砂地であったことがわかる。

し、不幸にもそのわずか一か月後の宝永四年十一月二十三日富士山大噴火に見舞われたのである。まさしく悪夢としか言いようのない大災害により、阿多野新田の田畑・用水路は厚さ一メートル以上も砂に埋ってしまった。

第四章で詳述するように、この未曾有の大災害にあたり幕府は、被害の大きかった御厨地方の村々を幕領に組み込むという措置をとった。これにより宝永五年閏正月から阿多野新田は、小山町域の他の村々とともに幕領となり、関東郡代伊奈半左衛門の支配下に入ることとなった。幕府は、被災した村々の状況を調査し、飢え扶持米、種麦代、砂除け人足賃を支給するなどさまざまな対策を講じている。

阿多野新田へは、宝永五年五月に入作百姓二名を合わせ一六名の百姓に、反あたり永五〇文の割合で

「麦種代」が支給された(「麦種代被下置候割符証文之事」喜多淳隆氏蔵)。正徳二年(一七一二)に作成された村況報告書(『町史』第二巻初巻)でみると、阿多野新田の場合田畑二五町八反三畝二歩全部が「砂埋り」の状態、この砂を除くための費用が二〇七八両余と見積られている。砂降前一三軒あった家も、四軒が他所へ引越したため九軒となってしまっている。人口も一一八人から一挙に六五人へと半減した。二〇疋いた馬も一八疋が売却われ、わずかに二疋残るだけとなった。

村の復興のためには、何よりも大量に降り積った砂を除かねばならなかった。村々の再三にわたる訴えの結果、享保元年(一七一六)になって幕府は、田畑の砂除けと砂流しのための用水堰工事に対し、人足扶持米を一日一人男五合、女三合ずつ支給することにした。この年阿多野新田では、田畑砂除けと用水堰工事に延べ男二三三六六人、女一八〇二人合わせて四一三八八人の人足を動員し、扶持米一七石八升六合を与えられている。人足には村内ばかりでなく菅沼村と吉久保村の人々も含まれていた。この年に砂除けされた田畑は「百姓自力」三反歩を加えると一町二反一畝二六歩である。それまでに「連々百姓自力二砂除仕候分」が五町四反八畝一〇歩ほどあり、享保元年十二月段階での「砂埋り」田畑は一六町八反四畝二七歩となっていた(『町史』第二巻初巻)。全体の六五パーセントがまだ砂に埋まったままだったのである。

年貢割付状の記載では、その後「砂埋り」田畑は少しずつ減少傾向にあったものの、阿多野新田の人々の復興へ向けての努力は、以後長く続けられた。

わかる。

水がかからなくなってしまった阿多野新田の水田に、藩は宝永元年より畑年貢をかけている。「掘貫損じ、用水懸らず、畑作仕付」となってしまったからである。率は反あたり二五文取で通常の畑年貢の半分の割であった。これは、宝永四年まで続けられた。

宝永の砂降り 宝永四年十月、阿多野用水のと阿多野新田 大工事は漸く完了した。しか